**資料19**

令和３年９月１６日

 ***派遣可能期間の延長に係る労働者への周知***

　令和３年８月１５日付け、「意見書」により聴取した意見に関する事項については下記のとおりです。（労働者派遣法施行規則第３３条の３第４項）

記

１　意見を聴いた過半数労働組合又は過半数代表者の氏名

過半数労働者代表　□　□　□　□

（選任方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**２　過半数労働組合又は過半数労働者代表に通知した日及び通知した事項**

（１）通知した日

　　　令和３年７月１日

（２）通知した事項

①　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社ハローワーク大垣工場　　大垣市藤江町○－○

②　延長しようとする派遣期間

令和３年１０月1日～令和６年９月３０日

③　当事業所における派遣労働者の受入れ状況

平成３０年１０月１日～令和３年６月３０日までの状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受入部署 | 派遣労働者の受入期間 | 派遣労働者数の推移 | 正社員数の推移 |
| 製造部検査課 | H30.10.1～R元.9.30 | 2名 | 2名 |
| 〃 | R元.10.1～R2.9.30 | 1名 | 3名 |
| 〃 | R2.10.1～R3.6.30 | 1名 | 3名 |

**３　過半数労働者代表から意見を聴いた日及び当該意見の内容**

（１）意見を聴いた日

令和３年８月１５日

（２）意見の内容

派遣可能期間の延長については異議がありません

（異議があった場合はその内容を記載）

**（意見を聴いて、延長する期間を変更したときは、その変更した期間を上記事項とともに周知する必要がある。）**

**※　なお、過半数労働組合等が異議を述べた場合、派遣可能期間の延長の理由及び当該異議への対応方針は別途周知する必要がある。**